

○津山工業高等専門学校学生の自動二輪車等使用規程

〔平成11年3月23日〕
規程第12号

改正 平成12年3月31日規程第13号 平成13年3月30日規程第17号

平成17年3月18日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、本校学生の通学等における自動二輪車等の使用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で、自動二輪車等とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）

第2条第1項第11号の2に規定する車

(2) 原動機付自転車 道交法に規定する総排気量50cc以下の車

(3) 自動二輪車 道交法に規定する総排気量50ccを超える二輪車

(4) 自動車 前3号以外の道交法に規定する車

(使用時の責任)

第3条 学生は、この規程で定める範囲において、本人と保護者の管理と責任のもとに、自動二輪車等を通学に使用できる。

(道交法の遵守)

第4条 学生で、自動二輪車等を通学に使用する者が当該車両を運転するときは、道交法を遵守し、安全運転に心掛けなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第5条 学生が、自動二輪車等を使用するときは、騒音発生や不法駐車などに留意し、本校と周辺住民に迷惑とならないよう心掛けなければならない。

(通学のための自動二輪車等の使用)

第6条 学生の通学に使用できる自動二輪車等は、自転車、原動機付自転車、総排気量125cc以下の自動二輪車及び自動車とする。ただし、自動車にあつては、第4学年、第5学年及び専攻科生のみ通学に使用できる。

(校内への自動車の乗入れ禁止)

第7条 学生は、校内に駐車を認められた専攻科生が通学に使用する場合又は

特別な事情があるために事前に届け出たうえで臨時に使用する場合を除き、校内に自動車を乗り入れることはできない。

(自動二輪車の乗入れ禁止)

第 8 条 学生は、校内及び学校周辺に総排気量125 c c を超える自動二輪車を乗り入れることはできない。

(通学のための届け出)

第 9 条 学生は、自動二輪車等により通学しようとするときは、自転車にあっては様式第 1 号の「自転車使用届」を、原動機付自転車、総排気量125 c c 以下の自動二輪車又は自動車にあっては様式第 2 号の「原動機付自転車等使用許可届」を年度ごとに提出しなければならない。

2 前項の原動機付自転車等を使用する場合には、当該車を被保険車とする任意の対人賠償自動車保険に加入していなければならない。

3 第 1 項の「原動機付自転車等使用許可届」を提出した学生が、当該使用車両を変更しようとするときは、様式第 3 号の「原動機付自転車等変更届」を提出しなければならない。

(校内の駐車)

第 1 0 条 通学等に使用するために届け出し、校内に乗り入れを認められた自動二輪車等は、学校が指定する場所に他人の迷惑にならないよう整然と駐車しなければならない。

(懲戒)

第 1 1 条 この規程に違反した学生に対する懲戒については、別に定める。

(寮生への準用)

第 1 2 条 寮生の寮生活における自動二輪車等の使用については、この規程中にある「通学」を「寮生活のため」と読み替えて準用するが、この規程のほか別に定める寮の規則にも従うものとする。

(雑則)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、学生の自動二輪車等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

2 津山工業高等専門学校学生の自動二輪車等使用規程（昭和58年 2 月 8 日規程第 4 号）は、廃止する。

附 則（平成12年 3 月31日規程第13号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規程第17号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日規程第5号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号

自 転 車 使 用 届

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組 (学籍番号 -)
(自宅・寮・下宿)

住 所	緊急連絡先
氏 名	電話 () -
保護者住 所	緊急連絡先
氏 名	電話 () -

下記により、自転車通学をしますので、お届けします。

なお、使用に当たっては学校の定める規則等を遵守し、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、すべて本人及び保護者が負うことを誓います。

記

1. 使用事由 通学用・寮生活用 (一方を○で囲む)
2. 使用区間 (通学用のみ) から まで
3. 使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 3月31日 (1年間以内)
4. 防犯登録番号

担任 確認	
----------	--

様式第2号

原 動 機 付 自 転 車 等 使 用 許 可 届

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組(学籍番号 -)

(自宅・寮・下宿)

住 所 緊急連絡先

氏 名 電話 () -

保護者住 所 緊急連絡先

氏 名 電話 () -

原 動 機 付 自 転 車

下記により、自 動 二 輪 車 を使用したいので、保護者連署の上お
自 動 車

届けします。

なお、使用に当たっては学校の定める規則等を遵守し、万一事故が発生した
場合及び管理上の責任は、すべて本人及び保護者が負うことを誓います。

記

- 1. 使用事由 通学用・寮生活用 (一方を○で囲む)
- 2. 使用区間 (通学生のみ) から まで距離(片道) km
- 3. 使用期間 平成 年 月 日から平成 年3月31日まで(1年間以内)
- 4. 製造会社 機種
- 5. 車 種 総排気量 cc
- 6. 登録番号(プレート番号)
- 7. 免許の種類 原付・普二(小型限定)・普通自動車
- 8. 対人賠償保険金額 万円
保険期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 9. 添付書類 (1) 使用区間の地図 (2) 免許証の写 (3) 保険証券の写
(4) 駐車場契約書の写(自動車の場合)

* 駐 車 場 所 番 号 :

* 許 可 番 号 :

* 許 可 年 月 日 :

担任	
確認	

様式第3号

原動機付自転車等変更届

平成 年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組 (学籍番号 -)

(自宅・寮・下宿)

住 所 緊急連絡先

氏 名 電話 () -

保護者住 所 緊急連絡先

氏 名 電話 () -

下記により、原動機付自転車・自動二輪車・自動車を変更したいので、保護者連署の上お届けします。

なお、使用に当たっては学校の定める規則等を遵守し、万一事故が発生した場合及び管理上の責任は、すべて本人及び保護者が負うことを誓います。

記

1. 変更事由 通学用・寮生活用 (一方を○で囲む)
2. 使用区間 通学生のみ から まで 距離 (片道) km
3. 使用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4. 製造会社・機種 (現 .) (新 .)
5. 車種・総排気量 (現 .) (新 .)
6. 登録番号 (現 .) (新 .)
7. 免許証の種類 原付・普二 (小型限定)・普通自動車
8. 現許可番号
9. 対人賠償保険金額 万円
10. 添付書類 (1) 使用区間の地図 (2) 免許証の写 (3) 保険証券の写 (4) 駐車場契約書の写 (自動車の場合)

* 新許可番号 :

* 変更許可年月日 :

担任	
確認	